

群馬県適正化通信 NO. 77(平成27年1月号)

平成26年度安全性評価事業（Gマーク）認定事業所数について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、昨年の12月16日付けで、「平成26年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の申請事業所7,878事業所のうち、平成26年度安全性優良事業所として7,455事業所を認定しました。これにより、全認定事業所数は21,125事業所（全事業所の25.3%に相当）となりました。

1. 安全性優良事業所認定状況

（平成26年12月16日現在）

年度	平成15~17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
認定事業所数	群馬県	16~65	86	127	164	220	271	314	354	386	443
	取得率		5.2%	7.5%	9.8%	13.1%	16.3%	19.1%	21.4%	23.7%	27.2%
	全国		8,205	9,712	11,276	13,136	15,217	17,083	18,119	19,257	21,125
	取得率		9.6%	11.3%	12.9%	15.2%	18.1%	20.3%	21.6%	23.0%	25.3%

参考：平成26年度関東地区取得率21.7%

2. 26年度認定事業所数

（ ）の数字は申請事業所数

	新規	初更	2更	3更	合計
群馬県	77(80)	44(46)	51(53)	12(13)	184(192)
全国	2,534	1,831	1,750	1,340	7,455

3. 安全性優良事業所（Gマーク）取得について

群馬県適正化事業実施機関では、例年5月初旬にGマーク新規申請、更新申請手続き等の説明会を実施しています。又、平成26年度からGマーク取得希望事業所を対象とした勉強会も開催しています。平成27年度の詳細が決まりましたら、ご案内しますのでご参加をお願い致します。

4. 安全性優良事業所（Gマーク）に対する苦情について

Gマーク車両が「安全・安心な輸送」に大いに貢献しているところですが、一方、Gマーク車両の増加に伴い、Gマーク車両による危険運転等悪質違反行為に関する苦情が散見されるところとなっております。

これらの悪質違反行為は、Gマーク認定制度の信頼を著しく失墜させるものであり、速やかに改善を図る必要があります。

このため、全国貨物自動車適正化事業実施機関では、平成26年12月1日から当該苦情等に対する取扱いを明確にするとともに、是正指導、報告書の提出等により厳正に対処することになりましたので、お知らせいたします。

(1)「悪質違反行為」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 貨物自動車運送事業法及び道路交通法等関係法令に違反する行為であって、次のいずれかに該当するもの
イ 著しい速度超過
ロ 著しい過積載
ハ 信号無視
ニ 急な割込み、煽り行為又は幅寄せその他の交通事故を誘発する可能性の高い危険行為(イ～ハを除く。)
- ② 巡回指導の最重点指導項目に係る著しい違反行為その他Gマーク認定制度の信頼を著しく失墜させる行為

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821